組合活性化情報

中小企業しが3

2022

No.648

県内先進組合事例

▶滋賀県建築設計監理事業協同組合
▶滋賀県広告美術協同組合

中央会つうしん

▶中央会トップセミナー
▶しが中小企業女性中央会　知事との懇談会
▶近江の地場産業および近江の地場産品の振興功労者知事表彰
▶新しい総会制度導入ガイド　オンライン説明会
▶組合事務局交流研究会　第1回研修会
▶ものづくり中小企業　オンラインビジネス交流会
▶ものづくり支援室だより
▶中央会事務局だより

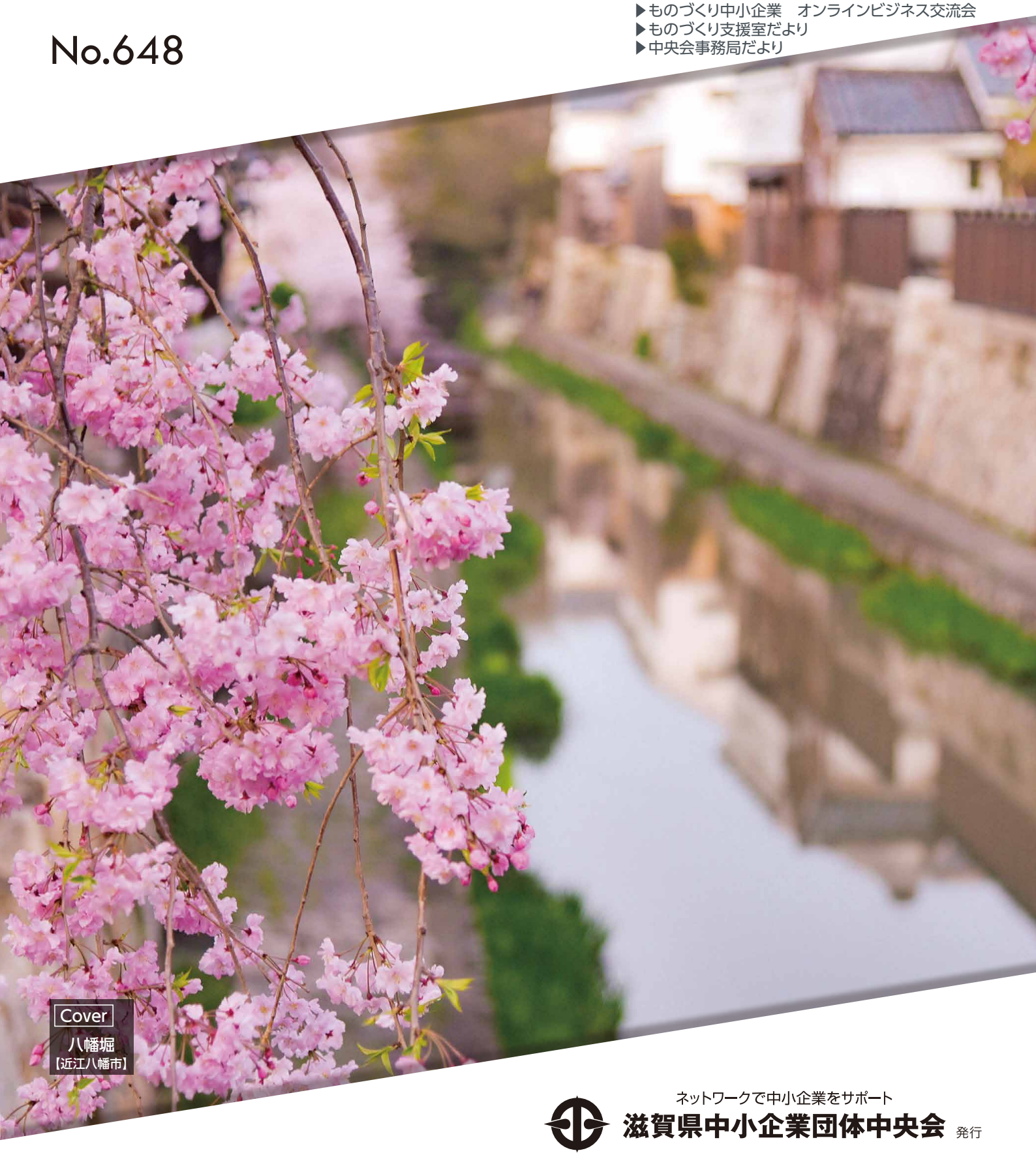

Cover
八幡堀
【近江八幡市】

ネットワークで中小企業をサポート
滋賀県中小企業団体中央会 発行

https://www.chuokai-shiga.or.jp/

・表紙写真／（公社）びわこビジターズビューロー

県内先進組合事例

テーマ　官公需適格組合の価値向上に向けた技術力向上と社会貢献活動

滋賀県建築設計監理事業協同組合

住　　所	〒520-0043 滋賀県大津市中央三丁目4番28号 第弐ワークスワン3階				
電話番号	077-522-1460	設　立	昭和42年11月	出資金	3,380千円
主な業種	建築設計業			組合員	14人

背景・目的・概要

組合は、昭和42年に設立され建築工事の設計監理共同受注事業を主軸として、県の公的な建物等の建築設計を受注してきました。平成17年頃から、滋賀県における官公需入札要件が変更され、ＢＩＭ（＊1）導入による技術力向上が求められるようになり本技術の習得に組合をあげて取り組まれました。また、近年の自然災害増加対策として滋賀県が多様な業界と防災協定を結んでいることから、組合の社会的価値向上のために協定を締結し社会貢献活動にも取り組まれています。

（＊1）：ＢＩＭとは「Building（建物を）Information（情報で）Modeling（形成する）」の略で、建築物をコンピューター上の3D空間で構築し、企画・設計・施工・維持管理に関する情報を一元化して活用する手法

取組みの手法と内容

組合では、平成17年頃から厳しくなってきた官公需の受注機会を増大させるために、官公需適格組合としての価値向上に向けて積極的に事業に取り組んでこられました。

大きく分けて「内的な取り組み」と「外的な取り組み」の２つになります。

「内的な取り組み」としては、全組合員がＢＩＭのアプリケーション「ARCHICAD」の導入と利用技術を習得することで、官公需案件では必須となるＢＩＭを基盤としたＪＶ（＊2）で受注を確保することを目指されました。

「外的な取り組み」としては、かねてから組合の活動が受注主体だけでは組合の存在価値が高まらないという問題意識があり、社会貢献活動の一環として2,000棟程度ある県関連施設の防災などに関する「災害時等における滋賀県所管施設の災害等緊急対策業務に関する協定」を令和元年に締結されました。

推進体制に関しては、組合の官公需案件への対応や災害協定における実務的な運用は、「業務受注委員会」が中心となって活動しており、日頃から建築設計に必要な地域特性情報の収集蓄積を継続し、多様な設計ニーズに対応する基盤を構築されています。

（＊2）：ＪＶとは複数の主体（個人や企業、公的機関など）が共同で事業を行うこと

成果とその要因

これらの取り組みの結果、組合では滋賀県立体育館や近江八幡市庁舎の受注など、大きな成果を挙げておられます。これについては理事長をはじめとする組合役員の積極的な行政等への働きかけがありますが、導入していないと官公需案件のＪＶに参画できないというＢＩＭの実用的な運用体制が全組合員で構築されたことが最大の要因となっています。

協定締結の様子

ＢＩＭ導入研修

KEY FACTOR　事業・活動実現のキーファクター

理事長をはじめとする組合役員のリーダーシップと積極的な行動力が成果を上げるエンジンとなっています。さらに、社会貢献活動を通じて行政等と連携し信頼関係が構築されていることも要因です。

テーマ

優良な屋外広告物による景観実現を目指すタウンミーティング活動

滋賀県広告美術協同組合

住　　所	〒520-0041 滋賀県大津市浜町9番30号				
電話番号	077-525-8373	設　立	昭和43年5月	出資金	1,310千円
主な業種	看板標識機製造業			組合員	35人

背景・目的・概要

街の中にある看板や屋外広告には違法なものや落下等の危険性をはらむものも数多く存在しており、これに対しては行政や組合もかねてから問題として認識していました。そこで組合ではタウンミーティングという手法により、この問題について業界と行政が意思疎通を図る場を設けました。タウンミーティングは、屋外広告物に関わる行政や業界関係者等が一堂に会し、実際に街歩きをしながら安心安全な屋外広告物・賑わいのある街・優良な景観を共に考え実現していくことを目的として実施されています。

取組みの手法と内容

組合が官公需適格組合としての価値向上に向けて開始したタウンミーティングは平成26年からスタートし、令和３年11月で通算８回目の開催を迎えました。毎回、開催市町を変えて組合員及び各市町等の行政関係者が40～50名程度、参加して行われています。

【びわこタウンミーティングの構成】

「びわこタウンミーティング」は、[事前説明]→[街歩き]→[グループワーク]→[総括]という流れで実践されています。

[事前説明]

各市町の担当者は定期的に異動があるため、組合では毎回、（一社）全日本屋外広告業団体連合会・屋外広告物適正化推進委員会で作成された「オーナーさんのための看板の安全管理ハンドブック」に沿った各種看板の安全管理の方法等を滋賀県の実情を踏まえて市町の担当者に説明を行います。

[街歩き]

参加者がいくつかのルートに分かれ、実際に地域内に設置されている看板を確認しながら街歩きをします。各ルートを担当する組合員が安全管理や景観上のチェックポイントの説明を行います。

[グループワーク]

実際の事例を基に、屋外広告のあり方について業界と行政が共に考え、共通理解・認識を深める場としてグループワークなども実施されています。

【組合員への波及効果】

タウンミーティングは、屋外広告の先進事例に触れることが多いため、デザイン力の必要性を実感するなど一定の啓発効果がありました。また、行政担当者とのコミュニケーションを通じて行政の規制等に関する考え方を理解するなど、今後の実務に役立つ事業となっています。更に安全点検時にハーネスの着用が徹底されるようになるなど、労働条件の改善にも直接的なメリットがありました。

成果とその要因

各市町の担当者が人事異動により２～３年で入れ替わるため、タウンミーティングを通じて継続的に会合を持つことは組合にとって大きなメリットです。また、各地で専門家が参加して景観に関する意見交換を行う「景観審議委員会」へ組合員が参加する体制が整い、業界の実情を景観コントロールの中に反映させ、各地の景観条例に好影響を与えることができるようになりました。

看板を確認する組合員と行政担当者

行政担当者とのグループワーク

KEY FACTOR 事業・活動実現のキーファクター

第1回びわこタウンミーティングの開催に際し、滋賀県担当者が積極的に活動してもらえたことが契機となり、多くの市町担当者が参画されていることが実効性を高めています。

https://www.shikobi.com

中央会トップセミナー

当会では、毎年恒例となっている「中央会トップセミナー」を昨年度と同様、録画撮影を行い、WEB配信方式にて開催しました。

今年度の「中央会トップセミナー」は、新型コロナウイルス感染症で大きく変化した消費行動について、世代トレンド評論家・マーケティングライターの牛窪 恵 氏を講師にお迎えし、「withコロナ、afterコロナの消費者行動はこうなる!」をテーマにご講演をいただきました。セミナーは会場参加、後日WEB配信のいずれかで申し込みを受け付けておりましたが、開催直前に講師である牛窪 恵 氏が「みなし濃厚接触者」と判断されたため急遽、オンライン録画によるWEB配信のみの開催となりました。

講演では冒頭、新型コロナウイルス感染症の拡大により、テレワークを導入する企業が急増し、それとともに郊外への移住や在宅勤務で生活を重視する層が増加したこと、また、キャッシュレスの普及やネットショッピングの利用者が5割を超えるなど、急速にデジタル化が進んだことにより新しい生活がニューノーマルとして定着しつつあることが説明されました。こうした社会環境の変化に、コロナ以前から日本が抱えていた人口減少や労働力不足、高齢化の問題などが加わり、講師によるマーケティング調査では、これまで大きな隔たりがあった世代ごとの価値観に変化が生じていることが紹介されました。最も顕著な例は「バブル世代」など50代の価値観が「さとり世代」と言われる20代後半から30代前半の若者の価値観に近づいていることで、長期化するコロナ禍により「若い世代」の価値観が全世代に浸透しつつあることが調査結果として明らかになりました。

そこで、講師からは「先祖返り」と「お守り」これら2つのキーワードがコロナ禍の消費トレンドとなっていることが紹介されました。「先祖返り」は地元応援、田舎暮らし、屋外レジャー、手作り志向などに関する消費を指し「お守り」は車で移動するなど縄張り空間の確保、健康習慣や免疫の向上、家ナカ充実や家族の絆等に関する消費を示しています。

講師は、新型コロナウイルス感染症による社会活動の変化に伴い、消費者の行動も大きく変化しており、こうした動向を理解して事業を展開していくことが企業に求められていると講演を締めくくられました。

北村会長による開会挨拶

講師　牛窪 恵 氏

オンラインによる録画

録画撮影の様子

しが中小企業女性中央会
知事との懇談会

しが中小企業女性中央会（会長　宮川富子 氏）では、２月４日㈮滋賀県庁・特別会議室において、三日月知事と懇談会を開催されました。この懇談会は、長期化するコロナ禍において、しが中小企業女性中央会のメンバーが実践している前向きな取り組みや経営の実情を知ってもらい、政策立案に活かしてもらうことを目的に実施されました。当日は、女性中央会から宮川会長をはじめ６名の役員が参加されるとともに、滋賀県からは三日月知事、商工観光労働部　次長　松田千春 氏、オブザーバーとして中小企業支援課　課長　杲 一哉 氏、女性活躍推進課　課長　草川佳代 氏が参加され、積極的な意見交換が行われました。懇談会では、新型コロナウイルス感染症の影響は今後も継続する可能性が高いため、新たな事業の仕組みや情報発信の手法を構築して、適切に実施していけるよう官民が連携して取り組んでいくことが確認されました。

懇談会の様子

知事との記念撮影

近江の地場産業および近江の地場産品の振興功労者知事表彰

滋賀県商工観光労働部　モノづくり振興課では、「近江の地場産業および近江の地場産品の振興に関する条例」第９条に基づき２月17日㈭、大津市・滋賀県公館において、振興功労者の表彰式を開催されました。

この表彰は近江の地場産業事業者および近江の地場産品製造事業者が、時代の変化に適合していくための新たな取組を促進し、地場産品及び地場産業のさらなる振興を目的として実施されています。

令和３年度は、滋賀バルブ協同組合（理事長　濵口浩一 氏）が「新素材ビワライトの研究開発と新たな販路開拓の取組」による功績でご受賞されました。新素材ビワライトは、県東北部工業技術センターとの産学官連携により平成16年に鉛フリー銅合金として開発に成功し、平成29年からは彦根市の水道メーター用の素材としても採用されています。産地における多様な主体との連携、新商品開発、新たな販路開拓等が高く評価されています。

表彰式の様子

ビワライトの説明をする濵口理事長

「新しい総会制度導入ガイド」
オンライン説明会 開催

中央会では、２月10日㈭、Zoomによるオンライン配信で全国中小企業団体中央会より発行された「新しい総会制度導入ガイド」を解説する説明会を実施しました。新しい総会制度導入ガイドは、「中小企業等協同組合法施行規則」等が改正され、事業協同組合等の運営方法にバーチャルオンリー型総会の開催形態が追加されたことを受け発行されたもので、WEB会議システム等のインターネットシステムを活用した総会の実施についての実務対応などが掲載されています。説明会では、新しい総会制度導入にあたっての法令改正と制度の枠組み、バーチャル総会に関する実務指針の概要、具体的な実務での対応の３点をポイントに中心に解説を行いました。バーチャル型総会の実施を検討される場合は、今回送付した「新しい総会制度導入ガイド」の参考にしていただき、実施にあたってご不明な点等ございましたら、中央会までお問い合わせください。

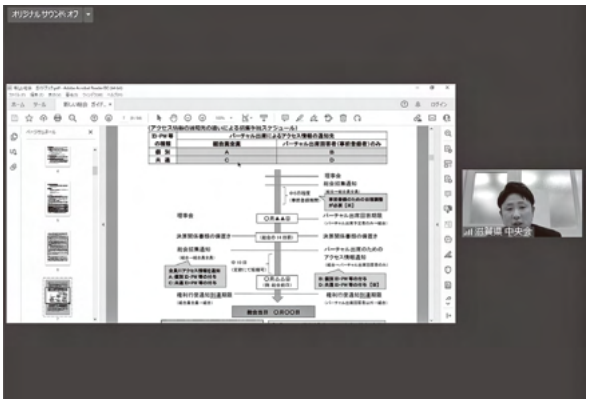

オンライン説明会の様子

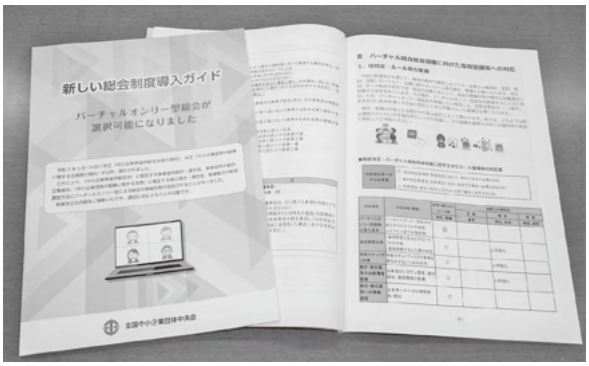

新しい総会制度導入ガイド

組合事務局交流研究会
第１回研修会 開催

組合事務局間における相互研鑽を目的とし、業種業界の枠組みを越えた連携を図る「組合事務局交流研究会」では、1月24日㈪、Zoomによるオンライン配信にて、今年度第1回目の研修会を開催しました。

今回の研修会は、独立行政法人　中小企業基盤整備機構 中小企業アドバイザー 松田茂 氏を講師にお迎えし、中小機構が取り組む事業について主にＩＴの活用と事業継続力強化計画に関する２つの事業を軸にご説明いただきました。ＩＴの活用では、情報検索、経営相談、ＩＴ診断、ＥＣ活用、補助金など用途に応じた支援がプラットフォーム化されていることや、事業継続力強化計画では自社の経営力向上のみならず、認定を受けることで各種の優遇措置が用意されていることなどが紹介されました。今回の研修会は中小企業基盤整備機構の支援施策を知っていただき、組合員の経営の一助としていただくことを目的に実施されました。

講師 松田茂 氏

開会の挨拶を行う橋本会長

ものづくり中小企業　オンラインビジネス交流会

中央会では、令和４年２月９日㈬ものづくり中小企業向けビジネス交流会を実施しました。この交流会は、ものづくり中小企業のデジタル化をテーマに株式会社船井総合研究所　外山智大 氏をファシリテーターに招聘し、先進事例紹介として株式会社岩本鉄工所　代表取締役　岩本純一 氏を講師にお招きしてZoomによるオンラインで配信されました。岩本鉄工所は溶接ロボットの導入による自動化や人材教育により、約２年間で人時生産性(*1)を15%向上させた実績があり、その取り組み内容が紹介されるとともに営業においてもこれまで会社情報の発信が中心であったホームページを見込み客獲得のために提案型の内容にリニューアルした経緯と成果についてご説明いただきました。その後の交流会では多くの参加者から、この事例紹介について質問が寄せられ、コロナ禍におけるデジタル化への関心の高さが伺える交流会となりました。

（＊1）従業員１人が１時間働く際の生産性

日爪専務理事による開会の挨拶

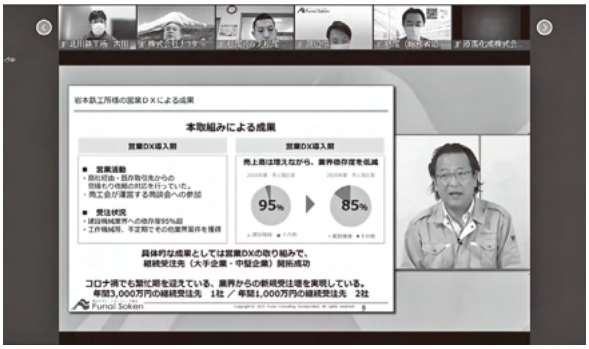

事例紹介の様子

ものづくり支援室だより　第19回

ものづくり補助金　10次締切分の公募について

現在継続して公募中のものづくり補助金ですが、現在10次締切の公募にかかる電子申請を『補助金申請システムjGrants』にて受付が開始されております。

【10次締切分　公募スケジュール】

電子申請開始日：令和４年３月15日㈫ 17時～

申請締切日：令和４年５月11日㈬ 17時まで

また、本公募より３次補正予算による見直し・拡充が行われております。

●従業員規模に応じた「補助上限額」の設定

従業員規模	９次締切まで		10次締切以降
５人以下	1,000万円以内	➡	750万円以内
６人～20人			1,000万円以内
21人以上			1,250万円以内

●３つの新枠の創設

①回復型賃上げ・雇用拡大枠　業況が厳しいながらも賃上げ・雇用拡大に取り組む事業者を支援

②デジタル枠　DX等に取り組む事業者を支援

③グリーン枠　温室効果ガスの排出削減等に取り組む事業者を支援

●補助対象事業者の見直し・拡充

・資本金10億円未満の『特定事業者』を追加

・再生事業者（中小企業再生支援協議会等から支援を受けて再生計画を策定する事業者等）を対象に、補助率を2/3に引き上げ

※詳細については、ものづくり補助事業公式ホームページ「ものづくり補助金総合サイト」https://portal.monodukuri-hojo.jp/にてご確認ください。

※公募要領等については、状況にあわせて変更される場合がございます。応募の際は、常に最新の公募要領をご確認ください。

○お問合せ○

滋賀県中小企業団体中央会　ものづくり支援室
TEL:077-510-0890
受付時間／9:00～17:00（土日祝日を除く）

◆ 中央会事務局だより ◆

【山田事務局長（兼　総務課長）】

いつも何かとお世話になり、ありがとうございます。山田でございます。

一昨年前より始まった新型コロナウイルス感染症の影響でなかなか外にも出ることも難しくなっている中、昨年４月より再び現場を離れて事務所内勤務に異動することとなり、組合や組合員の皆様と接する機会が少なくなっております。只今は、「事務局の総括に関する事」というお仕事をいただいており、コロナ禍での事務局体制や事業の進め方について、専務理事をはじめ各課長やものづくり支援室長との協議を続けております。

新型コロナウイルス感染症は、「収まったかなぁ。」と思えば、また感染拡大になって、これまで当たり前のようにしてきた業務や飲食が大きく変わってしまい、窮屈な暮らしになっています。

若い頃にお世話になった組合や組合員の皆さんは大変厳しい毎日が続いていると思いますし、特に商店街や共同店舗のお店の皆さんは営業自粛や来店客の減少など大変な思いをされているように伺っております。

そんな中、滋賀県のモノを購入して使い・食べることで、微力ながらもお手伝いさせていただくという名目で、県内の地酒を地元の商店街で購入して日々の「家飲み」を充実させていただいております。皆様も、このような機会を有効に活用して滋賀県の良いモノを改めてご認識していただき、お試しいただければと思います。

そして、新型コロナウイルス感染症が本格的に収束した暁には、「旨いモノ」「良い処」満載なこれまでの「都会の隠れ家」的なイメージである「滋賀の魅力」を県内外に発信して、「滋賀県の知名度」が上がっていくよう努めてまいりたいと思います。

遅ればせではございますが、皆様、お身体くれぐれもご自愛くださいますようよろしくお願い申し上げます。

【振興課　中嶋課長】

総務課より組合支援の現場である振興課に異動して、早くも１年を迎えようとしています。令和３年度も新型コロナウイルス感染症の第４派に始まり、８月にピークを迎えた第５派、そして変異株オミクロン株の流行による第６波と組合や中小企業者を訪問する機会は少なくなりました。

私自身が、直接担当する事業はありませんが、現在のところ振興課としては、コロナ禍の組合を支援する地域経済活性化事業補助金を中心に、地区別組合代表者会議・専門委員会、商店街振興組合連合会、組合事務局交流会、官公需、機関誌・メールマガジン、情報連絡員・景況調査、事業承継支援、トップセミナーなどが主な事業となっています。

組合組織を通じた中小企業・小規模事業者の支援を命題とする中央会において、組合が実施する組合事業を応援することが、組合員である中小企業・小規模事業者の経営力向上、生産性向上等に寄与し、最終的には県内経済の活性化に繋がるものと信じ、組合をはじめとする中小企業者等の皆様の声や要望を支援というカタチで具現化できることが、現場に戻った喜び、楽しさであると日々感じています。

今回のコロナ過では、一挙に時代が進みました。中小企業支援の現場でも、変化せざるを得ない状況となり、オンラインセミナー、アーカイブ動画の配信、デジタル化による生産性向上などが、当たり前になってきました。自分自身への戒めでもありますが、前任者や前回と同じような企画を改め、新しくチャレンジし変化することが必要です。ほんの少しの意識の違いによって、結果に大きな差が生まれることを実感していますので、令和４年度もコロナに負けないよう積極的に取組んでいきますのでよろしくお願いします。

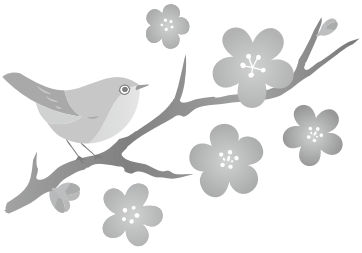

景況レポート

中小企業団体情報連絡員報告より

令和4年 1月分

前年同月比のDI値	県内						全国					
	全体		製造業		非製造業		全体		製造業		非製造業	
業界の景況		−32.4		−13.3		−47.4		−31.4		−23.3		−37.5
売上高		−14.7		13. 3		−36.8		−14.8		−7.7		−20.2
収益状況		−44.1		−20.0		−63.2		−33.0		−29.0		−36.0

※DI（Diffusion Index）値とは、景気の動きをとらえるための指標です。（−100≦DI値≦100）
DIの計算方法…増加・好転と答えた企業の割合−減少・悪化と答えた企業の割合
【例：調査数「20」のうち好転が「4」、不変が「6」、悪化が「10」とした場合…（4−10）/20＊100＝−30】

DI値が ＝30以上 ＝10以上30未満 ＝−10以上10未満 ＝−30以上−10未満 ＝−30未満

（滋賀県内の景況DI値につきましては、県内34名の情報連絡員からの回答に基づき掲載しています。）

県内の景況推移

オミクロン株の急速な感染拡大に伴い、製造業・非製造業共に悪影響が出ている。一部の業種では、原材料高騰による価格転嫁によって売上が増加したが利益に資するものではない。

前年同月と比較した滋賀県内のDI値の推移

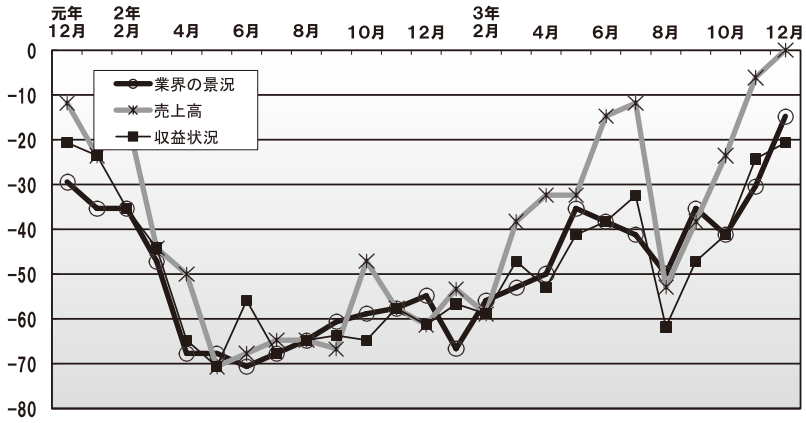

全国の景況推移

蔓延防止等重点措置適用地域の拡大などにより、飲食・宿泊業等の景況が一気に低下した。幅広い業種で原材料価格高騰による転嫁が進んでいないことも景気を悪化させている。

前年同月と比較した全国平均のDI値の推移

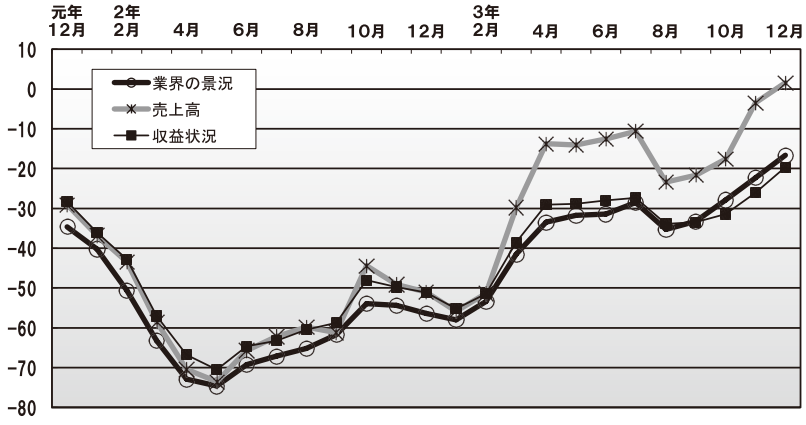

組合税務相談室

ちょっと教えてQ&A

税理士 山本 善通 氏

Question 源泉徴収

当組合は、源泉税の納付は納期の特例適用を受け、年2回（1月と7月）の納付となっています。

今月、組合研修会の講師へ謝礼を支払い、源泉徴収した金額は、次回の源泉税の納付日でよろしいでしょうか？

Answer

【概要】

源泉徴収した所得税及び復興特別所得税は、原則として、給与などを実際に支払った月の翌月10日までに国に納めなければなりません。

しかし、給与の支給人員が常時10人未満の源泉徴収義務者は、源泉徴収した所得税及び復興特別所得税を、半年分まとめて納めることができる特例があります。

これを納期の特例といいます。

この特例の対象となるのは、給与や退職金から源泉徴収をした所得税及び復興特別所得税と、税理士、弁護士、司法書士などの一定の報酬から源泉徴収をした所得税及び復興特別所得税に限られています。

この特例を受けていると、その年の１月から６月までに源泉徴収した所得税及び復興特別所得税は７月10日、７月から12月までに源泉徴収した所得税及び復興特別所得税は翌年１月20日が、それぞれ納付期限となります。

この特例を受けるためには、「源泉所得税の納期の特例の承認に関する申請書」（以下「納期の特例の申請書」といいます。）を提出することが必要です。

納期の特例の適用を受けるための申請書は、いつでも提出することができます。ただし、納期の特例の対象は、次に掲げるものに限られます（所法216）。

⑴ 給与等及び退職手当等（非居住者に支払ったこれらのものを含みます。）について源泉徴収をした所得税及び復興特別所得税

⑵ 弁護士（外国法事務弁護士を含みます。）、司法書士、土地家屋調査士、公認会計士、税理士、社会保険労務士、弁理士、海事代理士、測量士、建築士、不動産鑑定士、技術士等に支払った所得税法第204条第１項第２号に掲げる報酬・料金について源泉徴収をした所得税及び復興特別所得税

〈講演料について〉

上記に記載の通り、講演料は所得税法第204条第１項第１号に該当し、納期の特例の適用は受けられません。

したがって、講演料を支払った翌月の10日が納期限となります。

【留意点】

納期限を１日でも遅れると、不納付加算税（10%）が課されるので留意して下さい。ただし、自主的に納付した場合は５%となります。

また、下記のすべての要件に該当する場合は、課されない場合があります。（事務運営指針より）

① 源泉徴収による国税にかかる不納付加算税であること

② 調査があったことで納税の告知があることを予知して納付されたものでないこと

③ 法定納期限から1ヶ月以内に納付されていること

④ その納付前1年間、法定納期限後に納付されたことがないこと

森下 正 先生による

組合活性化アドバイス

明治大学政治経済学 教授
森下　正 氏

組合と地域住民との連携による地域再生･活性化

「地域再生」や「地域活性化」という言葉は、長年使用され続けてきたために、今ではもうインパクトが無いかもしれない。しかし、地域における中小企業と組合の事業活動は、市民と地方自治体に大きな影響を与えていることに変わりがない。中小企業と組合は、地域経済の中心的な存在であるからこそ、地域再生・活性化に果たす役割が期待されている。事実、その役割として、①住民の生活の糧の提供、②新産業の創造、③技術革新の担い手、④起業家の活動の場、⑤人材育成の場、⑥人間の個性を発揮する場、⑦中堅企業を輩出する土壌、⑧地域文化の継承、⑨高齢者の生き甲斐となる職場、⑩地域の個性の演出などがある。

とはいえ日本では、中小企業組合への風当たりは決して順風とはいえない。しかし、世界の潮流は逆で、世界中の協同組合がその価値を発揮するために、世界協同組合連盟（ＩＣＡ）は1995年に7つの組合原則を新たに発表した。それは、①自発的で開かれた組合員制、②組合員による民主的な管理、③組合員の経済的参加、④自治と自立、⑤教育、研修および広報、⑥協同組合間連携、⑦地域社会への関与である。中でも、地域社会への関与は、「地域が経済的、社会的、文化的に持続的な発展を遂げるための責任を協同組合は有し、かつ協同組合は地域社会を守ることにつながる活動をする責任があって、そのためにどのような形で地域社会に貢献できるかを決めるのは組合員である」とされている。

実際、中小企業と組合が地域住民へ関与することで、その関係性を再構築し、社会的繋がりを形成することで地域再生・活性化を果たそうとする取組が見られるようになってきた。

まず、中小企業と組合による地域社会への関与への第一歩は、一昔前の日本であれば当たり前であった「ご近所付き合い」を大事にすることである。恐らく1980年代中頃までは、酒販店、クリーニング店、工務店などの主人が定期的に個人宅を訪問し、お茶を飲んでの井戸端会議後に、注文を貰わずに帰って行くことが多々あった。ライフスタイルが大きく変化し、日中、家に人がいない今日では、こうした光景は皆無になった。しかし、だからといって「ご近所付き合い」の方策がなくなったわけではない。

例えば、定期的に自社や公共施設などでイベントを開催することで、地域住民を巻き込む取組が行われている。有名な取組としては、2003年に愛知県岡崎で商店街活性化、地域振興策の１つとして始まった「まちゼミ」（店主が講師となり顧客に自社を紹介すると同時に、対話を通じて店と顧客との信頼関係を構築する事業）がある。まちゼミは、今や全国各地に広がりをみせている。しかも、小売業や飲食業、サービス業が中心市街地で実施する事業から、製造業、金融・保険業や士業など、多様な業種も加わって、また市町村内全域に拡大して展開している地域も出現している。ちなみに、筆者の生まれ故郷の埼玉県川越は、この事業が2014年にスタートしたが、今や全国最大規模で展開されている。

あるいは、個別企業の例として静岡県のM建設と千葉県のK鉄道は、里山や中間山村を地域固有の経営資源として生かした活動を行っている。M建設は、住宅、ホテル、ショップを里山や中間山村にあったデザインで開発し、かつ大規模災害にも耐えうる強靭な工法で建設、あるいは古民家のリフォームも展開している。そのプロセスでは、スローライフを求めて入居してきた住民を同社が提供する豊富で多様なイベントに参画させ、楽しみながら地域再生・活性化の主人公へと導いている。一方、ローカル線のK鉄道は、全国どこでもある画一的な駅前あるいは沿線開発ではなく、逆開発というキーワードで、駅前ロータリーを自然に戻す、あるいは荒れた雑木林や耕作放棄地を地域住民によるボランティアとともに、美しい里山や花畑へと再生する取組を続け、観光客の増加に成功している。

さらに、防水工事業者からなる千葉県のB組合の青年部は、組合価値再発見と事業創造の活動に取り組んでいる。この取組は、青年部に親会メンバーが参加するだけではなく、個人の主要顧客を巻き込んで行われている。青年部の発案が元になって始まったこの取組では、グループワークを行いながら、青年部、親会、そして主要顧客の３者が議論し、組合事業の良い点悪い点、強み弱みなどの現状分析を行い、組合に求められる新しい事業のアイディアを作る活動となっている。

最後に究極の事例として、ご存知の方も多いかと思うが、大阪府M運輸の取組がきっかけでスタートした「こどもミュージアムプロジェクト」がある。現在、社団法人として全国の会員も加わって展開している。具体的には、小さなお子さんが描いた絵をトラックのボディーや工場・倉庫の壁、会社にある自動販売などにラッピングすることで、見る人、乗る人、使う人の心に優しい気持ちを芽生えさせようとする活動である。この取組により、人が集う会社、事故を起こさない会社、事故をもらわない会社へと、加盟企業は変化し続けている。

産学官民のオープンイノベーションで新製品・サービス開発、あるいは地域に存在する多様な能力を有する高度専門職人材の活用などは、何となく難しく感じられ、中々気乗りしないかもしれない。しかし、上述した事例は全て、何か楽しいことがある、あるいは好きでやっているので苦にはならないなど、新たに始めようとした時のハードルが低い。だからこそ、人の輪が広がり、協力者も増えていく。中小企業と組合による「地域社会への関与」を難しいことと考えずに、昔はやっていた「ご近所付き合い」のことを思い出し、かつ自分たちが理想とする良い地域とは何かを考えて、多くの中小企業と組合が初めの一歩を踏み出すことを期待したい。

ポリテクセンター滋賀主催　生産性向上支援訓練

◇◆◇　年間　600社・1,000名様を超える方々にご利用いただいています　◇◆◇

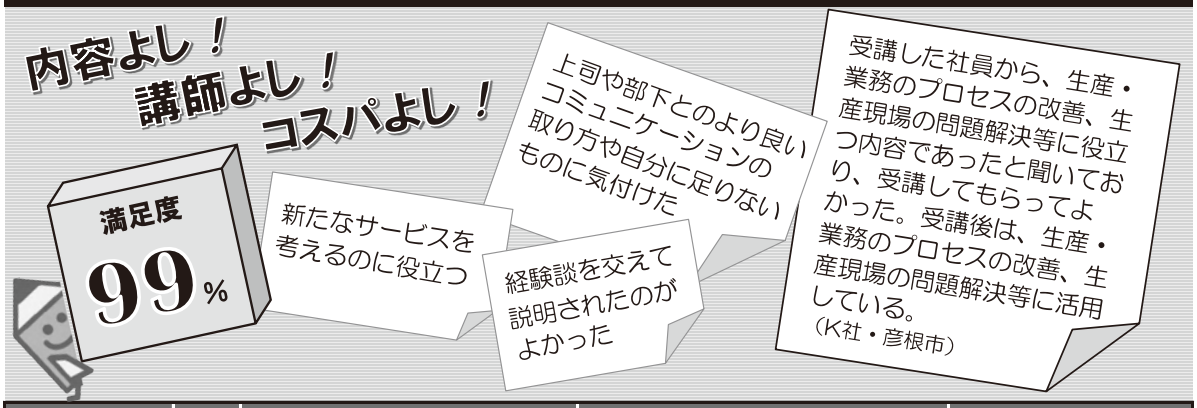

開催日	コースNo	コース名	内　容	会場/実施機関
6/21	010	表計算ソフトを活用した業務改善（Excel初級）	表計算ソフト概要と基本操作/文書作成ソフトと表計算ソフトの用途の違い/ワークシート活用	ユウコム草津校（草津市）
6/23・24	011	業務に役立つ表計算ソフトの関数活用（Excel中級A）	データの処理/関数の実務活用	キャリアプラザビット滋賀本校（栗東市）
6/22	S02	継承する技能・ノウハウの明確化	ノウハウ伝承の重要性/職業能力の洗い出し/職業能力の明確化	ポリテクセンター滋賀/一般社団法人日本経営協会　関西本部
7/12	S03	上司の補佐と後輩支援のためのアシスト力	職場の目標/職場内の関係構築/フォロワーシップ	彦根商工会議所/一般社団法人日本経営協会　関西本部
7/12	012	効率よく分析するためのデータ集計（Excel中級B）	データ集約/データ集計/データ集計に役立つ機能	ポリテクセンター滋賀/株式会社東京ナレッジプラン
7/13	013	表計算ソフトを活用した業務改善（Excel初級）	表計算ソフト概要と基本操作/文書作成ソフトと表計算ソフトの用途の違い/ワークシート活用	PCカレッジスタック近江八幡校本校（近江八幡市）
7/14	004	業務効率向上のための時間管理	タイムマネジメント手法/時間管理とタスク管理	ポリテクセンター滋賀/パナソニックライフソリューションズ創研株式会社
7/15	S04	コーチングによる後輩への援助・指導	職場の課題/求められる役割/ティーチングを活用した指導法/コーチングを活用した指導法	ポリテクセンター滋賀/一般社団法人日本経営協会　関西本部

▣ 申込方法等
① 「受講申込書」のご提出（FAX・電子メール）
「受講申込書」は、当センターホームページからダウンロードしてご利用ください。
② 請求書到着（申込受付後3日以内に発送）
③ 受講料のお振り込み（開講日の14日前まで）

▣ 申込締切
開講日の14日前
定員を満たしていない場合は開講日の7日前

▣ 受講料（おひとりさま）
010、012、013　：2,200円（税込み）
上記以外のコース　：3,300円（税込み）

▣ 対象者
事業主の指示により受講する従業員の方
（個人での受講はできません。）
コース番号に「S」が付くコースは、
申込時45歳以上の方ですが、
45歳未満の方も受講できます。

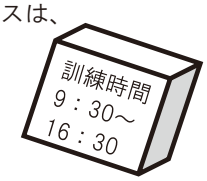

▣ 定員
各コース 15名（先着順）

▣ 新型コロナウイルス感染拡大防止対策
換気やアルコール消毒、検温（非接触型）などを行っています。受講の際は、マスク着用・体調管理等、ご協力ください。

年間スケジュールや各コースの詳しい内容をホームページに掲載しています。
定期的にパンフレットを無料で送付しています。ご希望の事業所様は、電子メールで送付先をご連絡ください。

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構　滋賀支部
ポリテクセンター滋賀　生産性向上人材育成支援センター
〒520-0856　滋賀県大津市光が丘町3－13　JR石山駅から徒歩10分・京阪唐橋前駅から徒歩3分
（担当）生産性センター業務課　TEL：077－537－1176　https://www3.jeed.go.jp/shiga/poly/
FAX：077－537－1215　E-mail：shiga-seisan@jeed.go.jp

●滋賀県中小企業団体中央会の会員である組合等に所属する
事業所の代表者・役員・専従家族で、70歳未満の方に限ります。

加入のご案内

中小企業者のみなさまのための 傷害共済

小さな掛金で **大きな安心**

会費は年額8,400円

●1日あたり〈おひとり〉 **約23円**

加入して
不時の傷害に備えましょう

大工・左官・鈑金・瓦工・塗装・鳶・電気工事（高圧線工）・木材伐採・石材採掘・火薬製造および取扱の業種については**年額12,000円**

●補償の特色は……

会費が割安です。
共済会は利益を目的としていないので、ほかの機関が取扱う保険料と比較しても割安になっています。

私傷についても補償します。
労災保険では「業務上」の災害に限られ、いわゆる私傷には適用されませんが、本会は業務外の私傷も含みますから、いそがしい経営者の皆さんの実態に適合して有利です。

共済会は他の補償と重複しても支払います。
労災保険では同一事由によって他の第3者から補償を受けた時は、その金額を差し引かれますが、本会は他の受給の如何にかかわらず独自にお支払いいたします。

初日分から補償されます。
通院、入院とも初日から補償の対象となります。

補償期間が1ヶ年です。
おケガをされてから1ヶ年ですから、じゅうぶん治療ができます。（但し、補償免責、一部免責の場合あり）

●補償の内容は……

ケガで死亡したとき…… **200万円**

ケガで後遺症が残ったとき……
〈1級～14級〉 **268万円～10万円**

ケガで入院したとき…… **1日/5,000円**
〈但し101日目以降は1日/2,000円〉

ケガで医師の往診を受けたとき……
1回/3,000円

ケガで通院したとき…… **1日/2,000円**

この制度の目的は

中小企業経営者のためにつくられたもので、会員の相互扶助の精神に基づき、お互いに不慮の傷害を共済し、経営の安定と、経済活動の促進をはかろうとするものです。

滋賀県中小企業傷害共済会
〒520-0806 大津市打出浜2番1号
コラボしが21 5F（滋賀県中小企業団体中央会内）
TEL.077-511-1430 FAX.077-525-5537

～地域経済活性化事業補助金　活用事例～

第7回

オンラインの活用により営業力の向上を目指した事例を紹介します。

滋賀県山林種苗協同組合

オンラインで全国から参加
販路開拓に向けた造林資材の研修会

滋賀県山林種苗協同組合（理事長　宮城 定右衛門 氏）では、令和３年12月24日㈮Zoomによるオンライン配信にて、組合員並びに造林事業者他林業関係団体を対象に造林資材の研修会を開催されました。研修は、森林総合研究所関西支所及び坂本森林組合 武円超 氏を講師にお招きし、「山行苗木の出荷から獣害対策と造林資材について」をテーマに、事前撮影した動画を検証する形で進められました。当日は、山行苗木の出荷方法、苗木の植栽資材と適切な植栽方法、ドローン等を使用した獣害対策などについて説明が行われたほか、その後の意見交換会では多くの質問が寄せられ、参加者にとって有意義な情報交換の場となりました。今回の研修はオンラインを活用したことにより、想定を上回る参加者が全国から参加し、組合にとっては販路開拓に向けた学びの機会となっただけでなく、業界の横連携にも繋がる有意義な取り組みとなりました。

苗木の植栽資材と植栽方法の説明

獣害ネットの説明

滋賀県信用組合

取引先同士をマッチング
動画で事例を紹介する営業手法

滋賀県信用組合（理事長　青木 和夫 氏）では昭和26年の創業以来、取引先を訪問して経営状況を伺う丁寧な営業に努めてこられました。しかし、新型コロナウイルスの感染拡大によりこうした対面による営業活動の継続が厳しい状況にあります。一方でコロナ禍により業績が落ち込む取引先の支援は積極的に行う必要があるため、組合では把握している顧客情報を活用して、ニーズのある取引先同士を結び付けるビジネスマッチングを行い、その内容を紹介する動画を制作されました。動画では、おごと温泉の旅館の施設改修に、信楽の製陶会社の陶器製の湯舟や客室プレートが採用された事例が紹介されています。地産地消だけでなく旅館施設に付加価値を与える取り組みであり、こうした取引先同士のビジネスを滋賀県信用組合が仲介しマッチングすることで地域の活性化につなげようと、動画は営業ツールとして積極的に活用されています。

ビジネスマッチングの動画

事業担当職員の説明

業界 et cetera

組合の社会貢献活動
大規模災害に備えた協定の締結

滋賀県葬祭事業協同組合

滋賀県葬祭事業協同組合（理事長 木川英樹 氏）では、令和３年11月19日㈮東近江市と「災害時における棺及び葬祭用品の供給 遺体の搬送等の協力に関する協定」を締結され、調印式が行われました。この協定は、大規模災害や事故が発生した場合、組合が専門家としての技術と知識を活かし、ご遺体の保全、搬送や棺・納体袋をはじめとした物資の拠出等の活動に協力するものです。今回の東近江市をはじめ、組合では長浜市、米原市、草津市、彦根市、多賀町、豊郷町、甲良町、秦荘町、５市４町に加えて滋賀県とも同様の協定を締結されています。こうした社会貢献活動のきっかけは、平成３年５月14日に発生した信楽高原鉄道脱線事故の際に亡くなられた全42名の棺の調達、遺体の搬送を行ったことに起因しており、組合では今後もこうした取り組みを通じて社会貢献と儀礼文化の健全な発展に寄与される方針です。

協定調印式の様子（東近江市）

合同協定締結式の様子
（彦根市・愛荘町・豊郷町・甲良町・多賀町）

緊急時対応体制の構築に向けて
『ライフライン関連組合BCP策定研修会』開催

東近江環境サービス協同組合

東近江環境サービス協同組合（理事長 渡辺一郎 氏）では今年度、合計４回の研修会を開催し、組合におけるBCP（事業継続計画）の策定に取り組まれました。この研修会は、ライフライン関連を取り扱う事業者で組織された組合がBCPを策定することで、災害時の緊急時対応体制を構築し、早期復旧と組織力強化に繋げることを目的に中央会が支援を行っているもので、今年度は近江八幡管工事協同組合（理事長 梅村孝男 氏）においても同様の取り組みが進められました。

研修では、中小企業診断士　若島浩文 氏を講師にお迎えし、BCP策定に必要な緊急事態発生時の基本方針と被害想定の設定、現状の防災対策や東近江市における災害リスクの確認、組合及び組合員事業者における中核業務のヒアリング等を通じて組合独自のBCPが策定されました。組合では、完成したBCPをもとに今後さらなる危機管理体制の強化に努められる予定です。

研修会の様子

講師　若島浩文 氏

商工中金の
中小企業組合支援

個々の企業では解決できないさまざまな課題に、連携して対応する中小企業組合。商工中金は、1936年の設立以来、一貫して組合・組合員の価値向上に取り組んでいます。これまでも、これからも、商工中金は、組合運営のフォローや補助金等の情報提供、ご融資を通じて、組合が手がけるさまざまな共同事業の円滑な発展をサポートしていきます。

商工中金は、経営の総合支援パートナーへ。

大津支店 〒520-0047 大津市浜大津1-2-22 TEL:077(522)6791

彦根支店 〒522-0073 彦根市旭町9-3 TEL:0749(24)3831

人を思う。未来を思う。
商工中金